

家畜の所有者の皆様へ

家畜を飼養している所有者の方々は、家畜伝染病予防法に基づき、家畜の飼養頭数などの農場の状況を記載した定期報告書を提出する必要があります。

令和2年度、飼養衛生管理基準が改正され、各農場に飼養衛生管理マニュアルを整備する他、飼養衛生管理基準の遵守状況を定期的に自己点検することが新たに定められました。

北海道では、定期報告書を作成していただくことで、マニュアル等の必要な関係書類を作成できるよう手続きを整理しましたので、関係者や家畜保健衛生所の助言や指導のもと、必要書類を作成してください。

これらは、農場や地域に伝染病を侵入させないための取り組みの一環となりますので、御理解の上、忘れずに提出するようお願いいたします。

各農場で作成・提出が必要なもの

必要な書類	概要	備考 (様式など)
① 定期報告書	毎年2月1日時点の家畜の飼養頭数や飼養衛生管理者の選任状況等について記載し、報告してください（ <u>毎年報告が必要</u> ）。	様式1
② 定期報告書の添付書類	定期報告書に添付する書類で、農場の平面図（消毒場所等を明記）や埋却地等の情報、飼養衛生管理マニュアルに記載する衛生管理に係るルール等について記載し、①に添付してください（ <u>原則1回報告。ただし、畜舎等の増改築等、大きな変更があった場合に再提出が必要</u> ）。	様式2
③ 消毒手順書	飼養衛生管理マニュアルに係る消毒等の手順書（ <u>原則1回報告。内容に大きな変更があった場合に再提出が必要</u> ）	記載例参考
④ 自己点検表（畜種別）	各農場において、定期的に飼養衛生管理基準の遵守状況を確認し、最新の点検結果を①に添付してください（ <u>毎年報告が必要</u> ）。	様式3

※ 様式2の一部と消毒手順書を印刷することで、農場で整備する必要がある飼養衛生管理マニュアルが作成できます。

従業員を含む従事者のすべての方々、農場に入る関係者が確認できるよう農場の事務所等に掲示してください。

定期報告書の作成に係るイメージ図

農場

※事務所等に掲示（人が目にするところ）

手順1：書類作成

- ① 定期報告書
- ② 定期報告書の添付書類
- ③ 消毒手順書
- ④ 自己点検表

印刷

手順2：マニュアル作成

- 飼養衛生管理マニュアル
- ・様式2の平面図
 - ・様式2のマニュアル項目
 - ・消毒手順書

手順3：自己点検と改善

手順4：提出

家畜保健衛生所

飼養衛生管理基準の遵守状況に応じて、自衛防疫組織や家畜保健衛生所からの改善のための助言・指導を行います。

自衛防疫組織

市町村

農業協同組合

共済

共有

飼料会社

家畜運搬業者

死体運搬業者

集乳業者

など

消毒方法等は必要に応じて、農場に出入りする業者とも共有します。

※①定期報告書と④自己点検表は毎年提出が必要です。

※②定期報告の添付書類と③消毒手順書は原則1回の報告となります。

注 意

定期報告書、飼養衛生管理マニュアルの作成、飼養衛生管理基準の遵守と自己点検等については、家畜伝染病予防法に基づく、家畜の所有者の方々が取り組まなければならない義務になります。

当該書類の提出やマニュアルの整備等を怠った場合で、家畜保健衛生所の指導に対応されない場合、法律に基づく罰則の適用対象となります。